

香取広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例

令和5年3月22日

条例第3号

改正 令和7年2月14日条例第5号

(設置)

第1条 香取広域市町村圏事務組合情報公開条例（平成27年香取広域市町村圏事務組合条例第5号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び香取広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年香取広域市町村圏組合条例第7号。以下「議会個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、香取広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報公開条例第20条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 情報公開条例第20条第4項の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 香取広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例（令和5年香取広域市町村圏事務組合条例第2号。以下「法施行条例」という。）第4条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (5) 香取広域市町村圏事務組合議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (6) 香取広域市町村圏事務組合議会個人情報保護条例第45条第3項の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

- 2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（情報公開条例第20条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。）、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。）及び議会個人情報保護条例第45条の規定により審査会に諮問をした議長をいう。以下同じ。に対し、審査請求のあった処分に係る行政文書（情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった処分に係る行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第5条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口

頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第6条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第4条第1項の規定により提示された審査請求のあった処分に係る行政文書又は保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第5条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、第4条第3項若しくは第4項又は第6条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、

この限りでない。

- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に香取広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例（令和5年香取広域市町村圏事務組合条例第4号）の規定による改正前の香取広域市町村圏事務組合情報公開条例（平成27年香取広域市町村圏事務組合条例第5号）第23条第1項の規定により組合に置かれた香取広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会又は法施行条例附則第2条の規定による廃止前の香取広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（平成27年香取広域市町村圏事務組合条例第6号）第49条第1項の規定により組合に置かれた香取広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

- 3 この条例の施行の日において、香取広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会の委員である者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則（令和7年2月14日条例第5号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。